



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年1月25日金曜日 第2439号

◇ 目 次 ◇

指定医療機関の名称の変更.....	(保健福祉課).....	26
指定医療機関の廃止の届出.....	(").....	26
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(").....	27
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	(").....	27
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(").....	27
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	(").....	28
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(").....	28
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(").....	28
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(").....	29
指定居宅サービス事業者の指定.....	(長寿介護課).....	29
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(").....	29
指定居宅サービス事業の廃止.....	(").....	29
指定居宅介護支援事業の廃止.....	(").....	30
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(").....	30
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課).....	30
急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件).....	(砂防課).....	30
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課).....	31
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(").....	31
道路の供用開始(").....	(").....	31
道路の区域変更(県道節安下鍵山線).....	(南予地方局管理課).....	32
道路の供用開始(").....	(").....	32

公 告

土地の売払い.....	(森林整備課).....	32
-------------	--------------	----

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局).....	33
--------------------	--------------	----

公 営 企 業 公 告

感染性廃棄物処分業務の委託.....	(公営企業管理局総務課).....	37
--------------------	-------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第51号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成25年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
医療法人愛愛会石川病院	社会医療法人石川記念会石川病院	社会医療法人石川記念会	四国中央市上分町732-1	平成24年12月1日

○愛媛県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定し

た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
重松整形外科	重松泰介	今治市南鳥生町2丁目3番43号	平成24年 12月31日

菊原外科医院	菊原 靖	大洲市若宮711 - 4	平成24年 12月31日
アリモト歯科医院	有元亮介	今治市鯉池町1 - 4 - 26	平成25年 1月2日

○愛媛県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	平成24年12月1日
有限会社和みの会	大洲市新谷乙917番地1	グループホーム春のうらら	大洲市新谷乙917番地1	平成24年12月1日
有限会社マイン	松山市喜与町1丁目3番地1	マイ薬局大洲店	大洲市東大洲84 - 1	平成24年12月1日
株式会社ナチュラル・ベラ	伊予郡砥部町三角727番地3	ヘルパーステーションみなみ	伊予郡砥部町三角727番地3	平成24年12月1日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5号	ショートステイ笑歩会保田	宇和島市保田甲981番地1	平成24年12月6日
株式会社アインファーマシーズ	札幌市東区東苗穂5条1丁目2番1号	アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734 - 3	平成24年12月17日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1丁目9番地8	今治市社協小規模多機能ゆいの村	今治市大三島町野々江2435番地14	平成25年1月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1丁目9番地8	今治市社協グループホームゆいの里	今治市大三島町野々江2435番地14	平成25年1月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問看護ステーションはびねす	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成25年1月4日

○愛媛県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉 用具販売事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	平成24年12月1日

○愛媛県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	平成24年12月1日
有限会社和みの会	大洲市新谷乙917番地1	グループホーム春のうらら	大洲市新谷乙917番地1	平成24年12月1日
有限会社マイン	松山市喜与町1丁目3番地1	マイ薬局大洲店	大洲市東大洲84-1	平成24年12月1日
株式会社ナチュラル・ベラ	伊予郡砥部町三角727番地3	ヘルパーステーションみなみ	伊予郡砥部町三角727番地3	平成24年12月1日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5号	ショートステイ笑歩会保田	宇和島市保田甲981番地1	平成24年12月6日
株式会社アインファーマシーズ	札幌市東区東苗穂5条1丁目2番1号	アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734-3	平成24年12月17日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1丁目9番地8	今治市社協小規模多機能ゆいの村	今治市大三島町野々江2435番地14	平成25年1月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1丁目9番地8	今治市社協グループホームゆいの里	今治市大三島町野々江2435番地14	平成25年1月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問看護ステーションはびねす	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成25年1月4日

○愛媛県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	株式会社家具のヨコタ	今治市阿方甲265番地	平成24年12月1日

○愛媛県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 社会医療法人石川記念会	四国中央市上分町732-1	（変更後） 社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分町732-1	平成24年12月1日
（変更前） 医療法人愛会		（変更前） 医療法人愛会石川病院		

○愛媛県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称及び介護予防事業を行

う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 社会医療法人石川記念会	四国中央市上分町732 - 1	（変更後） 社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分町732 - 1	平成24年12月 1日
（変更前） 医療法人愛媛会		（変更前） 医療法人愛媛会石川病院		

○愛媛県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人丹原福祉会	西条市丹原町今井457 - 1	ヘルパーステーションル・ソレイユ	西条市丹原町今井457番地 1	平成23年 9月 1日

○愛媛県告示第60号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第 1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ナチュラル・ベラ	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県伊予郡砥部町三角727番地 3	平成24年12月 1日	訪問介護
社会福祉法人はびねず福祉会	訪問看護ステーションはびねず	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目 4番19号	平成24年12月20日	訪問看護

○愛媛県告示第61号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第53条第 1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ナチュラル・ベラ	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県伊予郡砥部町三角727番地 3	平成24年12月 1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人はびねず福祉会	訪問看護ステーションはびねず	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目 4番19号	平成24年12月20日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第62号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第75条第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社虹色のクローバー	訪問介護ステーション虹色	愛媛県新居浜市本郷一丁目7番40号	平成24年12月31日	訪問介護

○愛媛県告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	居宅介護支援事業所笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲983番地5	平成24年12月5日	居宅介護支援
株式会社アクティブ	居宅介護支援事業所きらめき	愛媛県新居浜市秋生2348番地の44	平成24年12月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社虹色のクローバー	訪問介護ステーション虹色	愛媛県新居浜市本郷一丁目7番40号	平成24年12月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第65号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年 1月25日から 2月7日まで

○愛媛県告示第66号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

神納

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		地 番	標 柱
大洲市	河辺町	北平	747番	1号
			751番	2号
			754番	3号
			1182番	4、14号
			1186番	5、6号
			1187番	7号
			1188番	8号
			1189番	9、12、13号
			1228番	10、11号
			725番	15号
			721番	16号
			727番	17号
			738番	18号
			741番	19号
744番	20号			

○愛媛県告示第67号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町

役場において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名荷 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		字	地 番	標 柱
上浮穴郡	久万高原町	西谷	名荷	788番	1、2号

	791番	3号
	802番	4号
	843番	5号
	867番	6号
	866番 1	7号
	845番	8号
	840番 1	9号
	810番	10号
	790番	11号

○愛媛県告示第68号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1項第 4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 24)第17046号	平成24年 7月24日	(有)相互商事	檜垣 明	越智郡上島町弓削久司浦 724	平成24年 12月4日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第15950号	平成23年 6月5日	越智工業	越智 修	今治市中寺1030	平成24年 12月12日	土木事業、石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第10391号	平成23年 12月26日	(有)真互工務店	高橋 弘二	四国中央市金生町下分72 - 3	平成24年 12月25日	土木事業、建築工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番239	旧	メートル 4.5 ~ 6.0	キロメートル 0.001	
			新	5.8 ~ 6.0	0.001	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71	旧	6.0 ~ 13.4	0.034	
			新	7.5 ~ 13.7	0.034	

○愛媛県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番239	平成25年 1月25日
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71	"

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1404番2から 同大字上273番3まで	旧	メートル 36~42.4	キロメートル 0.246	
			新	7.4~42.8	0.242	

○愛媛県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1404番2から 同大字上273番3まで	平成25年 1月25日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
西条市大野379番4	宅 地	435.58㎡	5,710,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成25年 1月25日（金）から平成25年 2月15日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公有林整備係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 2602

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成25年 2月15日（金）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成25年 2月7日（木）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成25年 2月21日（木）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市丹原町池田1611番地
愛媛県西条第二庁舎 4階大会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 1月25日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
用 地 課	平成24年 8月 6日

(監査の結果)

代執行費用徴収金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
23年度	2者	3,739,299	平成24年5月31日現在

(措置の内容)

代執行費用徴収金については、平成23年度末収入未済額3,739,299円に対し、平成24年4月9日に督促状を債務者2名に送付するとともに、訪問又は電話連絡により納付指導を行ったが納付がなかったため、やむなく財産の差押えを行い、債務者1名については、差押財産の売却通知後の同年6月25日に3,728,452円の自主納付があり、残り1名については、同年7月26日に差押財産の換価により、10,847円を収納し、収入未済金全額の回収を終えたところである。

今後、代執行費用徴収金が生じた場合には、納期限内の収入確保及び収入未済金が生じた場合の適切な債権管理に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成24年 7月23日、 平成24年 7月24日

(監査の結果)

職員（2名）の特勤手当について、適用する級別区分の誤りにより、計604,254円の支給不足があった。

(措置の内容)

平成24年8月7日に追給処理をしており、給与明細書や個人別人事給与項目一覧表の確認を徹底し、再発防止に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成24年 7月24日

(監査の結果)

- 行政財産使用料（1件1,500円）が未調定となっていた。
- 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両の廃車があった。

(措置の内容)

- 未調定であった行政財産使用料について、使用者へ事情を説明した後、調定を行い、平成24年5月17日に1,500円が納付された。今後は調定漏れのないよう精査をし、事務処理をいたしたい。
- 事故が起きた場合には、長期間、公用車を使用できないため公務に支障が生じ、修理費等の費用も計上されるため、運転者には交通法規の遵守の徹底、また、公用車の整備や運転者の体調管理に万全を期すよう一層の指導をいたしたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成24年 7月11日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	596,112,249	1,609,485,680	2,205,597,929	平成24年 5月31日 現在
22年度	812,685,666	1,636,999,306	2,449,684,972	
差引増減	216,573,417	27,513,626	244,087,043	

（措置の内容）

愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定し、計画的な滞納整理を進めている。

滞納に対しては、色付き封筒（黄・赤）による一斉文書催告、財産調査、預貯金・生命保険等の債権差押、タイヤロックを活用した自動車差押、捜索、インターネット公売による換価処分など厳正な滞納処分を実施するとともに、生活困窮者や差押えるべき財産がない者を見極めて執行停止している。

特に、滞納額・件数が多い自動車税については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発など）の実施や、納税者の利便を図るためのコンビニ収納の導入により納期内自主納税を推進するとともに、自動車税グループを設置して自動車税の滞納案件を集約し、滞納整理の効率化を図っている。

また、平成24年度からは、愛媛県特別滞納整理班を設置して、各地方局・支局がそれぞれ担当していた滞納案件のうち、容易に財産を発見できない徴収困難案件と煩雑な事務を伴う公売案件を集約し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。

今後も、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

年3月27日に第1回目の分割金5,000円が納付された。

その後、順調に毎月の納付が履行され、平成24年10月末までの納付（8回）を確認している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成24年 5月17日

（監査の結果）

子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	892,714	2,922,703	3,815,417	平成24年 5月 31日現在
22年度	1,078,985	2,837,173	3,916,158	
差引増減	186,271	85,530	100,741	

（措置の内容）

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。

また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会（夜間・休日を含む。）や自宅訪問による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額（円）	
	平成24年度への繰越額 （平成23年度末現在）	平成24年10月31日現在
滞 納 繰 越 分	平成18年度～ 平成22年度分 2,922,703	2,704,156
	平成23年度分 892,714	657,096
	計① 3,815,417	3,361,252
	平成24年度分② -	1,004,109
	合計（①+②） 3,815,417	4,365,361

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成24年 7月11日

（監査の結果）

生活保護費戻入金について、地方自治法施行令第171条等に基づく督促をしていないものがあつた。

（措置の内容）

生活保護費戻入金について、納入期限を経過しても納付されない場合は、その都度督促状を発行するとともに、督促後納付されない場合は、随時催告を行うこととした。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成24年 7月18日、 平成24年 7月19日

（監査の結果）

収入未済の賠償金（公用車事故に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	236,775	平成24年 5月31日現在

（措置の内容）

愛媛県債権管理マニュアルに基づき、平成23年4月6日から毎週催告（電話・訪問・文書）を行った結果、計48回の分割分納を認め、平成24

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 業 大 学 校	平成24年 4月 9日

（監査の結果）

収入未済の研修受講料（農家担い手支援塾）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
21年度	1者	20,000	平成24年 5月31日現在

（措置の内容）

平成21年度の受講者1名について、未収金が生じ、これまで文書通知、電話連絡、臨戸するなどして督促、催告を重ねているが、いまだ納入されていない。引き続き、粘り強く催告し、収入の確保に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	平成24年 4月18日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 平成22年度の消耗品等物品購入契約について、完了検査から最大6月以上経過して代金を支払っていたものがあった。</p> <p>2 現金支給する新規採用職員(1名)の5月分給与及び6月分期末手当について、給与資金前渡担任者が支給定日から最長で7日以上遅延して支給していた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 請求書類の訂正、契約書類の遅れ、担当者の失念等により処理に手間取り、時間を要したものであり、今後は支払漏れ、遅延のないよう迅速な処理及び購入物品と請求の確認を徹底し、適正な会計処理に努めることとした。</p> <p>2 4月に口座関係書類を提出していたが、電算手続が完了しておらず、結果的に5・6月分と6月期末手当が給与資金前渡担任者の口座に入金され、その間給与支給の確認を怠った上、本人からの申出もなかったため、支給が遅れたものである。</p> <p>新規採用職員の配置時の給与振込口座の申請等の事務と給与支払について、処理漏れのないよう確認を徹底するとともに、支給額等の本人確認についても徹底することとした。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	平成24年 4月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例、同規則及び愛媛県心と体の健康センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程に基づき、平成13年4月1日を起算日とする毎4週間につき所長が職員ごとに指定する8日を週休日とすべくにもかかわらず、適正な割振りとなっていなかった。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等に基づき、職員ごとに毎4週間につき8日を週休日として指定することとした。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 林 水 産 研 究 所	平成24年 4月9日、 平成24年 4月17日、 平成24年 5月17日、 平成24年 5月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>車両系建設機械(5台)について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を実施しないまま使用していた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>特定自主検査を未実施だった車両系建設機械5台のうち、4台は直ちに特定自主検査を実施し、残り1台は、使用不能で未使用だったため、廃棄処分とした。</p> <p>また、自主検査については、毎月、車両の使用者が点検し、定期自主検査記録簿に実施日を記入し、押印するよう改善した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 教 育 事 務 所	平成24年 5月15日
<p>(監査の結果)</p> <p>教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者に該当することの証明事務に係る収入証紙による手数料収入について、申請者が大学へ提出する免許状更新講習受講申込書にかかる証明事務の手数料を徴していないものがあったため、計4,000円収入不足となっていた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>収入不足分(4,000円)について、該当者3名に連絡・説明の上、証明願を提出いただき、証明事務の手数料を平成24年1月16日に徴収した。</p> <p>今後は、教員免許更新講習の受講対象者から、申込書ごとに証明手数料を漏れなく徴収するよう所内で周知徹底し、再発防止に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
図 書 館	平成24年 4月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>空調設備保守点検業務委託契約について、消費税相当額などの積算を誤ったため、予定価格を125,009円過大に決定していた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>予定価格算定に当っては、平成23年度契約分まで図書館単独により算定していたが、平成24年度契約に係る算定より最低制限価格導入による全庁統一された算定方式に変更している。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
野 村 高 等 学 校	平成24年 1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>車両系建設機械(1台)について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を実施しないまま使用していた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>直ちに業者による点検を実施した。今後は法規にのっとり適切に対応したい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
三 間 高 等 学 校	平成23年12月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>P T Aとの委託販売契約により売却する生産品(ハボタン)について、委託販売の意思決定を行う前に購入希望者へ引渡していたものがあった。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>全ての農業機械科の生産品は、生産、販売、廃棄などの際にその都度「生産報告並びに処分及び分類変更伺」を作成することにより数量確認を行うこととした。</p> <p>事務課では、「生産報告並びに処分及び分類変更伺」と現物を確認することにより、生産品受払簿に数量等を記載することとした。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
北 宇 和 高 等 学 校	平成23年12月26日
(監査の結果) 車両系建設機械(3台)について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を実施しないまま使用していた。	
(措置の内容) 労働安全衛生法第45条に基づき、直ちに特定自主検査を実施した。今後も労働安全衛生法にのっとり、継続していくこととする。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日								
今 治 警 察 署	平成24年 2月 1日								
(監査の結果) 1 収入未済の損害弁償金について、引き続き適切に債権管理されたい。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額(円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>1者</td> <td>799,931</td> <td>平成24年 5月31日現在</td> </tr> </tbody> </table>	調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考	18年度	1者	799,931	平成24年 5月31日現在	
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考						
18年度	1者	799,931	平成24年 5月31日現在						
2 乗物取締車エンジン取替修繕契約について、道路運送車両法などに基づく日常点検整備を確実に実施していれば防止できた故障により、不経済な支出が発生していた。									
3 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両、相手方の車両及び物品の毀損があった。									
(措置の内容) 1 損害弁償金の未収金については、債務者が服役中に支払誓約書を徴収し、時効を中断させているが、平成23年4月に仮釈放となつてから所在不明となっている。 このため、今後も、所在確認を継続して行い、可能な限り早期の納入に努めることとする。 2 日常点検が、形骸化していたことにより、エンジンオイルの枯渇に気付かず、エンジンの焼付きが発生したものである。 故障発生直後から、毎朝礼終了後、幹部立会のもと、確実な目視による点検整備を実施し、また、車両担当者が、エンジンオイルの交換時期を確実に把握して、運転者に対して確実にオイル交換を促すなど、再発防止に努めている。 3 警察車両の交通事故防止のため、朝礼、幹部会議及び定例研修会など様々な機会をとらえ、署員による一口講話や幹部による指導教養を行うほか、緊急走行での交差点進入時の徐行、安全確認及び後退時における誘導員の配置などの改善策を実施して、職員の意識高揚と事故防止策に努めている。									

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
伯 方 警 察 署	平成24年 2月10日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生(1件)し、当該車両を廃車したほか、物品の毀損があった。	
(措置の内容) 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。 1 公用車両の整備点検 毎日、朝礼終了後、全車両始業点検を実施し異常の有無を確認する	

とともに、随時、目視点検を実施し公用車両管理の徹底に努めている。

2 教養資料等による交通事故防止の意識の高揚
署に安全運転推進委員会を設置し、当該委員会で協議した事項を取りまとめた事故防止対策マニュアルを作成、配布するなど、職員個々の安全運転に対する意識の醸成に努めているほか、随時、交通事故防止に関する警察署独自の教養資料を作成し、全職員に配布、交通事故防止教養に活用している。

3 各種会議等における指導教養の実施
幹部(署長・副署長・各課長)会議、月1回実施している職員全体会議(定例研修会)などにおいて、交通事故防止に関する指導教養を実施し、交通事故防止の徹底を図っている。

4 運転技能訓練の実施
署独自で、制動訓練やスリップ防止訓練などの実践的な自動車走行訓練及び本部員を講師とした実技指導を実施し、職員の運転技能向上に努めている。

5 交通事故を起こした職員に対する対策
交通事故を起こした職員本人に車両運転時における自己の弱点を自覚させ、当該職員の運転適性を踏まえた的確な個別指導を行うため、運転適性検査及び実技指導を実施し、その結果を当該職員に通知している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 西 警 察 署	平成24年 2月10日
(監査の結果) 職員の不注意により警察車両による事故が発生(2件)し、うち1台の警察車両を廃車したほか、相手方の車両の毀損があった。	
(措置の内容) 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。 1 公用車両の整備点検 朝礼終了後、幹部立会のもと、始業点検を実施するとともに、随時、目視点検を行い車両管理の徹底を図っている。 2 交通事故防止意識の高揚 毎日の朝礼において、副署長が天候、事故事例に即した具体的な指示を行い、職員の事故防止に対する注意を喚起している。 また、全職員に教養資料の配布、幹部によるスキルアップ教養及び若手職員の一口講話を実施し、職員の体験発表、車両運転時の遵守事項の唱和を行っている。 3 幹部による指導教養の徹底 幹部会、研修会等において、交通事故発生時の損失や影響を理解させる職場教養を行い、職員の交通事故防止の徹底を図っている。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西 予 警 察 署	平成24年 2月 6日
(監査の結果) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、それぞれの業者と個別に契約すべきにもかかわらず、受託者と異なる業者が処分業務を行う内容の契約を受託者1者のみと随意契約で締結していた。	
(措置の内容) 産業廃棄物処理委託について、契約時点で焼却炉の故障により処分業	

務が出来ない業者と分かっていたが、事前に処分業務については別業者へ再委託していれば契約が可能であると誤認し、収集・運搬と処分の両方を行う内容の契約を締結したものである。

これは、産業廃棄物の処分に係る委託契約に対する認識不足等によるものであり、指摘を受けた直後の産業廃棄物委託においては、収集・運搬及び処分まで可能な別業者と契約を締結したところである。

今後についても、契約に際して十分な調査を行うこととし、適正な会計事務処理に努めることとする。

(措置の内容)

指摘後、未収金に係る督促を実施した。今後は、法令及び未収金取扱要領に即した事務処理をするよう努める。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 1月25日

愛媛県立中央病院長

西 村 誠 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約4,500,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 2228
- (2) 入札書の受領期限
平成25年 3月11日(月)午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付等
ア 交付期間
平成25年 1月25日(金)から 2月22日(金)までの執務時

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 警 察 署	平成24年 2月 6日

(監査の結果)

損害弁償金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理された。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	360,000	平成24年 5月31日現在

(措置の内容)

公務執行妨害並びに道路交通法違反事件にかかる公有財産(公用車両)損害弁償金の未収入金であり、債務者に対し納入通知、督促、電話による支払催促を頻りに行っている。

債務者は、損害弁償金を数回に分けて現金書留で送金してきており、平成24年 8月31日現在、34,657円を納入している。今後も電話等により継続して支払催促を行い、早期の収納に努めることとする。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成24年 6月12日

(監査の結果)

- 廃棄物処理委託契約について、次の問題点があった。
- ・事業系一般廃棄物処理委託契約について、特別な理由もなく見積書と異なる金額で契約を締結していた。
- ・事業系一般廃棄物処理委託契約と産業廃棄物処理委託契約について、それぞれが独立した契約であるにもかかわらず、2契約合わせて、一つの予定価格を設定していた。

(措置の内容)

- ・事業系一般廃棄物処理委託契約については、平成24年 2月14日付けで委託料の変更契約を締結した。今後は、公営企業会計規程等に基づき、適切な事務処理に努めるよう周知徹底した。
- ・予定価格については、契約単位ごとに設定するよう周知徹底した。平成24年度の事業系一般廃棄物処理委託契約と産業廃棄物処理委託契約については、契約単位ごとに予定価格を設定し、契約書も作成している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 病 院	平成24年 6月 7日

(監査の結果)

個人医業未収金及び医業外未収金について、地方自治法施行令第171条等に基づく督促をしていなかった。

間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年 3月11日（月）午後 1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成25年 2月22日（金）までの執務時間中に 3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4,500,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 11 March 2013

(3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228